

中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

国際金融等勘定

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表）は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成 14 年 4 月 1 日 至平成 14 年 9 月 30 日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 15 年 9 月 30 日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 41 条に定める国際金融等業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、第 4 期中間会計期間（平成 14 年 4 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日まで）及び第 5 期中間会計期間（平成 15 年 4 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日まで）の国際金融等勘定中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年1月6日

国際協力銀行
総裁 篠沢恭助 殿

中央青山監



代表社員
関与社員 公認会計士

細野康弘



代表社員
関与社員 公認会計士

藤井泰博



代表社員
関与社員 公認会計士

佐々木貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、国際金融等勘定中間貸借対照表、国際金融等勘定中間損益計算書及び国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 国際金融等勘定中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間末 貸借対照表 (平成14年9月30日)		第5期中間会計期間末 貸借対照表 (平成15年9月30日)		第4期末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	801,631	7.02	570,285	5.39	228,527	2.13
貸 出 金 ※1,2,3,4,5,6,8	9,993,049	87.52	8,962,398	84.66	9,738,760	90.88
そ の 他 資 産 ※12	195,972	1.72	477,037	4.51	224,946	2.10
動 産 不 動 産 ※10	21,071	0.18	20,256	0.19	20,784	0.19
債 券 繰 延 資 産	2,594	0.02	2,273	0.02	2,249	0.02
支 払 承 諾 見 返	577,340	5.06	680,401	6.43	629,082	5.87
貸 倒 引 当 金	△ 173,279	△ 1.52	△ 126,648	△ 1.20	△ 127,151	△ 1.19
資 産 の 部 合 計	11,418,379	100.00	10,586,003	100.00	10,717,200	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間末 貸借対照表 (平成14年9月30日)		第5期中間会計期間末 貸借対照表 (平成15年9月30日)		第4期末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券	1,641,049	14.37	1,630,889	15.41	1,564,084	14.59
借 用 金	7,280,775	63.76	6,384,788	60.31	6,606,964	61.66
そ の 他 負 債 ※9	385,987	3.38	273,186	2.58	300,891	2.81
賞 与 引 当 金	510	0.00	584	0.00	467	0.00
退 職 給 付 引 当 金	9,954	0.09	11,199	0.11	11,215	0.10
支 払 承 諾	577,340	5.06	680,401	6.43	629,082	5.87
負 債 の 部 合 計	9,895,617	86.66	8,981,049	84.84	9,112,705	85.03
資 本 金	985,500	8.63	985,500	9.31	985,500	9.19
国際金融等勘定資本金	985,500		985,500		985,500	
利 益 剰 余 金 ※11	537,261	4.71	619,454	5.85	618,994	5.78
国際金融等勘定準備金	608,336		638,582		608,336	
中間(当期)未処分利益 (△は中間未処理損失)	△ 71,074		△ 19,128		10,658	
資 本 の 部 合 計	1,522,761	13.34	1,604,954	15.16	1,604,494	14.97
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	11,418,379	100.00	10,586,003	100.00	10,717,200	100.00

②国際金融等勘定中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間 損益計算書 (自 平成14年4月 1日 至 平成14年9月30日)		第5期中間会計期間 損益計算書 (自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日)		第4期 要約損益計算書 (自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	162,347	100.00	141,038	100.00	323,642	100.00
資 金 運 用 収 益 (うち貸出金利息)	159,515 (147,784)		137,783 (113,564)		318,185 (285,453)	
役 務 取 引 等 収 益	2,753		2,901		5,327	
そ の 他 経 常 収 益	79		352		129	
経 常 費 用	127,919	78.79	110,834	78.59	253,757	78.41
資 金 調 達 費 用	116,840		96,270		232,381	
役 務 取 引 等 費 用	497		683		3,099	
そ の 他 業 務 費 用	2,377		5,641		755	
営 業 経 費 ※1	7,852		8,116		17,169	
そ の 他 経 常 費 用	351		122		351	
経 常 利 益	34,428	21.21	30,203	21.41	69,884	21.59
特 別 利 益	11,284	6.95	506	0.36	57,572	17.79
特 別 損 失	39,212	24.15	4	0.00	39,224	12.12
円 借 款 関 連 損 失 ※2	39,188		-		39,188	
そ の 他	24		4		36	
中 間 (当 期) 純 利 益	6,500	4.01	30,705	21.77	88,232	27.26
前 期 繰 越 損 失	77,574		49,834		77,574	
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益 (△は中間未処理損失)	△ 71,074		△ 19,128		10,658	

③国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		
	第4期中間会計期間 (自 平成14年4月 1日 至 平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日)	第4期 (自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間(当期)純利益	6,500	30,705	88,232
減価償却費	556	503	1,127
貸倒引当金の増減(△)額	△ 17,863	△ 503	△ 63,991
投資損失引当金の増減(△)額	△ 1,119	-	△ 1,119
賞与引当金の増減(△)額	141	116	98
退職給付引当金の増減(△)額	19	△ 16	1,280
資金運用収益	△ 150,102	△ 137,783	△ 318,185
資金調達費用	116,840	96,270	232,381
有価証券関連損益(△)	1,471	-	1,471
為替差損益(△)	△ 4,341	117,551	△ 12,226
動産不動産処分損益(△)	22	0	34
貸出金の純増(△)減	613,127	438,899	796,319
債券の純増減(△)	138,700	120,000	51,465
借入金の純増減(△)	△ 293,873	△ 222,176	△ 967,684
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	△ 402,499	△ 321,105	200,850
資金運用による収入	150,637	176,810	323,273
資金調達による支出	△ 113,636	△ 94,997	△ 256,309
その他	△ 2,710	△ 145,743	7,726
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,869	58,532	84,743
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
動産不動産の取得による支出	△ 86	△ 339	△ 390
動産不動産の売却による収入	13	8	22
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 73	△ 330	△ 368
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付の支払額	△ 23,165	△ 26,008	△ 30,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,165	△ 26,008	△ 30,400
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△ 0	△ 0
V. 現金及び現金同等物の増減額	18,630	32,193	53,975
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	4,821	58,796	4,821
VII. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	23,451	90,989	58,796

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2)ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1)動産不動産 同 左 (2)ソフトウェア 同 左	(1)動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2)ソフトウェア 同 左
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)	(1)貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に	(1)貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
	<p>に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,160百万円であります。</p>	<p>に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,363百万円であります。</p>	<p>に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,765百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>

	第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「7. ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は 167,255 百万円増加、「その他負債」は 167,255 百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>	<p>外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 20 号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)を適用しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表上に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとと</p>

	第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)
			<p>もに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会第 25 号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定</p>	(イ) 金利リスク・ヘッジ <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p>	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定</p>

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
	時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。	時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
9. (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。
10. その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項	_____	_____	財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当会計年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(追加情報)

第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 20 号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)を適用しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて、先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラットの通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による</p>		

第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)
正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 4 期中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,641 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 230,847 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 34,328 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 286,012 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 130 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 240,189 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 10,463 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 418,988 百万円であります。 (下記 6. 参照)</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 665 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 147,029 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 92,620 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 372,451 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

第 4 期中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)
<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 553,829 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。こうした支援の中で、債務国は、IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1. から 5. に掲げた債権額から除外しています。なお、本行の外国政府等に対する債権のうち、平成 14 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、424,533 百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月の</p>	<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 669,771 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は、IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 15 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、466,232 百万円となっています。</p> <p>従来、かかる債権については、貸出条件緩和債権には含めておりませんでした。この取扱いは本行の公的債権者としての特性を反映させるために採用していたものですが、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当中間会計期間より、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、118,206 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 75,874 百万円)となっています。</p>	<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 612,767 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1. から 5. に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 14 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、363,922 百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月の</p>

第 4 期中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)
<p>ケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCes イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては 拡大 HIPCes イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCes イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCes 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPCes 無償)に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCes 無償対象債権のうち、拡大 HIPCes イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPCes イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行っています。</p> <p>7 .担保に供している資産はありません。</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内</p>	<p>7 . 同 左</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内</p>	<p>ケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCes イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては 拡大 HIPCes イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCes イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCes 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPCes 無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCes 無償対象債権のうち、拡大 HIPCes イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPCes イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行っています。</p> <p>7 . 同 左</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内</p>

第4期中間会計期間末 (平成14年9月30日)	第5期中間会計期間末 (平成15年9月30日)	第4期末 (平成15年3月31日)
<p>でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,774,707百万円であります。</p> <p>9.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は268,558百万円、繰延ヘッジ利益の総額は285,451百万円であります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 12,347百万円</p> <p>11. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第44条により、国際金融等勘定については準備金を積立てております。</p> <p>12. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として3,737百万円を計上しております。</p>	<p>でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,482,391百万円であります。</p> <p>9.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は160,084百万円、繰延ヘッジ利益の総額は328,710百万円であります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 13,130百万円</p> <p>11. 利益剰余金について 同 左</p> <p>12. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として6,734百万円を計上しております。</p>	<p>でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,685,551百万円であります。</p> <p>9.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は258,536百万円、繰延ヘッジ利益の総額は273,907百万円であります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 12,773百万円</p> <p>11. 利益剰余金について 同 左</p> <p>12. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として10,971百万円を計上しております。</p>

(中間損益計算書関係)

第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)												
<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="247 358 566 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>492 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>64 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD (国連貿易開発会議) の TDB(貿易開発理事会) 決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償 (TDB 無償) を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries (HIPC)) と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPC イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPC イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関 (IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPC イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力 (HIPC 無償) の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p>	建物・動産	492 百万円	その他	64 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="699 358 1018 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>434 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>68 百万円</td> </tr> </table>	建物・動産	434 百万円	その他	68 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1150 358 1469 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>996 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>131 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議) の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償 (TDB 無償) を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力 (円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries (HIPC)) と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPC イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPC イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関 (IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPC イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力 (HIPC 無償) の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p>	建物・動産	996 百万円	その他	131 百万円
建物・動産	492 百万円													
その他	64 百万円													
建物・動産	434 百万円													
その他	68 百万円													
建物・動産	996 百万円													
その他	131 百万円													

第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)
<p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPC_s 無償)に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に政府の債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC_s 無償対象債権のうち、拡大 HIPC_s イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC_s イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p>		<p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPC_s 無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC_s 無償対象債権のうち、拡大 HIPC_s イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC_s イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p>

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成14年9月30日現在	平成15年9月30日現在	平成15年3月31日現在
現金預け金勘定 801,631 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 778,180 百万円 普通預け金・ 定期性預け金	現金預け金勘定 570,285 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 479,296 百万円 普通預け金・ 定期性預け金	現金預け金勘定 228,527 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 169,731 百万円 普通預け金・ 定期性預け金
現金及び現金同等物 <u>23,451 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>90,989 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>58,796 百万円</u>

(リース取引関係)

第4期中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料
1年内 8 百万円 1年超 2 百万円	1年内 1 百万円 1年超 0 百万円	1年内 5 百万円 1年超 1 百万円
合 計 11 百万円	合 計 2 百万円	合 計 7 百万円

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成14年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成14年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額（平成14年9月30日現在）
該当ありません。

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成15年9月30日現在）
該当ありません。

III 前会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

(金銭の信託関係)

I 前中間会計期間末（平成14年9月30日現在）

該当ありません。

II 当中間会計期間末（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

III 前会計年度末（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間会計期間末（平成14年9月30日現在）

該当ありません。

II 当中間会計期間末（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

III 前会計年度末（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。
2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。
期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

種類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	4,669,319	23,001	-

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店頭	為替予約 通貨オプション	- -

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前会計年度末

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
店 頭	通貨スワップ	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

種 類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	4,536,027	118,779	-

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、会計期間末に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店 頭	為替予約	-
	通貨オプション	-

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当ありません。